

大口定期預金 商品説明書

2020年5月1日現在

商品名	大口定期預金
ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none">・ 払戻に関する期間の定め（満期日）があります。 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年および3年・ 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いができます。・ 1ヵ月超3年未満で満期日を指定する方法もあります。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	当行の本支店窓口でお預入れできます。 1,000万円以上 1円単位
払戻方法	当行の国内本支店窓口（原則として取引店に限ります）で満期日以降に元金と利息を払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none">・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（金利については店頭へお問い合わせください。）・ 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割により計算します。
税金	個人のお客さま ・ 源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%） 法人のお客さま ・ 総合課税（非課税法人の場合は非課税）
手数料	なし
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none">・ 個人のお客さまで自動継続扱いの場合は、総合口座の担保とすることができます。（総合口座による当座貸越） なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。

中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>①預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金利率</p> <p>②預入日の6ヵ月後の応当日以降に解約する場合 次のA.およびB.の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。(ただし、中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)</p> <p>A. 約定利率×70%</p> <p>B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>ただし、Bの算式により計算した利率が約定利率に10%を乗じた利率を下回るときは、約定利率に10%を乗じた利率とします。</p> <p>(注) 基準利率については、窓口におたずねください。</p>
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
預金保険	<p>預金保険の対象となります。</p> <p>(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p>

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772